

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 16 期 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

2026 年 7 月 28 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 監査法人 ラットランド

所 在 地 京都市中京区東洞院通蛸薬師下る

元竹田町 631 番地 エステートビル 2 階

代 表 者 長谷川正治

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

〔目的〕 当監査法人は次の業務を行うことを目的とする。

- 一 財務書類（電磁的記録を含む）の監査又は証明の業務
- 二 財務書類（電磁的記録を含む）の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

〔沿革〕 2010年12月24日 監査証明業務を行うために設立 現在に至る

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別 無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はない。

(3) 監査証明業務の状況

※ 2026 年 3 月 31 日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	1 社	1 社
②金商法監査	0 社	0 社
③会社法監査	0 社	0 社
④学校法人監査	2 社	0 社
⑤労働組合監査	0 社	0 社
⑥その他の法定監査	0 社	0 社
⑦その他の任意監査	0 社	0 社
計	3 社	1 社

(4) 非監査証明業務の状況

該当事項はない。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人の役割は監査及び会計の専門家として独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することである（公認会計士法第1条）。

その役割を十分に果たすために「当監査法人の品質を維持し継続して向上させることが最も重要であり、常に向上心を持って業務遂行すること」を経営方針としている。

また、当監査法人は依頼者の誠実性を第一の基準とし、監査業務を実施する十分な体制と収支の検討を行ったうえで監査業務を受嘱する方針である。

② 経営管理に関する措置

経営管理を担う組織は社員会であり、重要な意思決定は社員会で行い、実行結果も全て社員会に報告する体制としている。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人の専門要員は一般人として法令遵守は必須であるが、加えて公認会計士として職業倫理を遵守するということを行動指針に明記している。

法令等の遵守の対応担当は品質管理担当責任者とし、問題点を認識した場合は社員会で対応方針を決定する体制としている。

加えて、内外の情報を広く入手して当監査法人の社会的信頼性の確保するために外部通報制度を設けている。

④ その他

該当事項はない。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理に主として従事する社員を品質管理担当責任者として選任し、品質管理に必要な情報を監査チームに適時に提供している。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理担当責任者は個別の監査業務に関与しない社員が担当しており、品質管理業務に従事するため十分な時間を確保している。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2026年3月31日

② 業務の品質の管理の目的

ア. 当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

イ. 当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

職業倫理及び独立性に関しては日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえ「監査の品質管理規程」を規定し、全専門要員に遵守を義務付けている。さらに、職業倫理・独立性に関する研修の受講も義務付けている。

また、全専門要員は「監査人の独立性チェックリスト（法令編・倫理規則編）」及び「インサイダー取引に関する確認書」に毎年署名している。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

業務に係る契約の締結及び更新についてはその手続を定めており、関与先の誠実性等を総合的に評価して、全て社員会で決定している。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員その他の者の選任についてはその方針及び手続を定めており、担当業務の職責を果たすための必要な能力及び経験、並びに十分な時間を確保できる者を選任している。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は代表社員が提案し、社員会で決定している。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人の「研修規程」に基づき全専門要員に年間を通じて研修項目を指定し、履修結果の報告を義務付けているとともに、日本公認会計士協会の CPD Online より確認している。

(ウ) その他

該当事項はない。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を定めている。

不正リスク対応等の監査手続等に係る専門的な助言・指導、企業結合等に係る会計基準の解釈への問合せ先は社員会で選任した担当社員が対応する体制としている。

法務に関する項目は当監査法人が契約している弁護士に問い合わせる体制としている。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違がある場合は社員会で協議し解決する。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

全ての監査業務について監査意見の表明前に審査を受ける。審査は社員会で選任した審査担当者が監査計画から監査意見の表明まで随時実施する。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書は全て紙調書とし、監査調書の管理及び保管に係る方針及び手続を定めている。監査調書は監査業務終了後に封印し、施錠できる保管棚に保管する。調書保管責任者は保管台帳を作成し、保管後の調書の閲覧等の状況を管理する体制としている。

(オ) その他

該当事項はない。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

品質管理の整備及び運用を可能にするために、品質管理システム及び当監査法人の内外への情報発信に関して、情報の収集、活用する方針及び手続を定めている。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人交代において監査業務の引継ぎを適切に行うため、監査基準報告書 900「監査人の交代」に基づいた方針と手続を定めている。監査責任者及び品質管理担当責任者は監査の引継ぎがこの方針と手続に従って適切に実施しているかを確かめている。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

品質管理システムに関する最高責任者は代表社員と規定している。品質管理システムの整備及び運用に関する責任者である品質管理担当責任者は社員会で選任している。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は品質管理システムの品質目標を明確にし、それにかかわるリスクを認識し、必要な手続を実施するとともに監視活動を実施してリスクを軽減する対応を行っている。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

品質管理システムの整備及び運用について不備を適時に把握し、改善できるようモニタリングの手続を定めて実施している。モニタリングは日常的なモニタリング及び定期的なモニタリングを実施し、適時に社員会に指摘事項及び改善結果を報告する体制としている。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人の全ての被監査会社の決算日が3月31日のため、2025年4月1日から改正後の品質管理基準等を適用している。品質管理システムに関する最高責任者である代表社員は2026年3月31日を基準日とし、2026年7月に品質管理システムの評価を実施した。

2026年3月31日現在の品質管理システムの整備及び運用の評価において、重大又は広範な不備は識別されなかったため、当監査法人の品質管理システムは当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると判断した。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当事項はない。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
該当事項はない。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月
2025年 1 月 通常レビュー

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認
代表社員が確認を実施している。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項はない。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項はない。

- (3) 当該業務上の提携の内容
該当事項はない。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当事項はない。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はない。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はない。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はない。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7 人	0 人	7 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

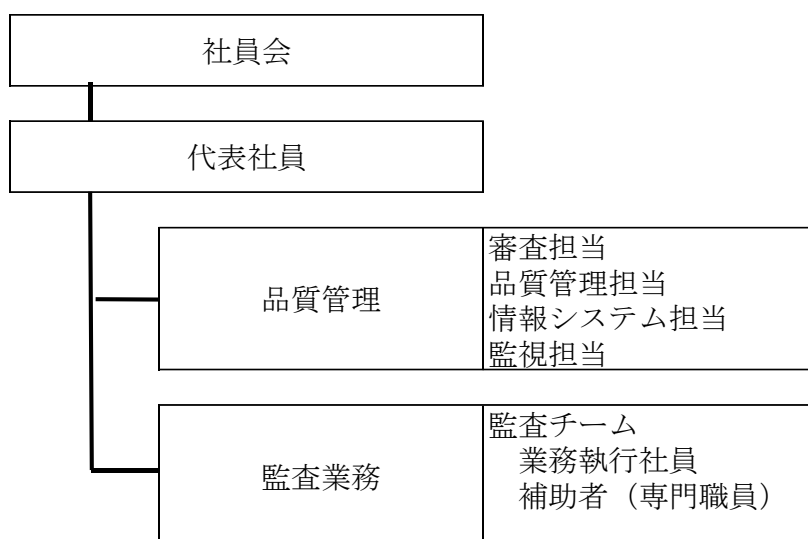
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要事項の決定	7 人	0 人	7 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 監査法人ラッ トランド	京都市中京区東洞院通 蛸薬師下る元竹田町 631 番地 エステートビル 2 階	7 人	0 人	7 人	3 人 ※
(従)					

※ 全て非常勤職員

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：円)

	第 15 年度 2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	第 16 年度 2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日
売上高		
監査証明業務	40,097,750	41,695,500
非監査証明業務	—	—
合 計	40,097,750	41,695,500

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、該当事項はない。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため、該当事項はない。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人のため、該当事項はない。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため、該当事項はない。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称
アオイ電子株式会社（東証スタンダード）

以 上